

投票管理者及び投票立会人の報酬の大幅な引上げに関する意見書

投票管理者及び投票立会人は、各投票所における投票事務が公正に行われることを目的として、市町村の選挙管理委員会が選任しており、その報酬については、地方自治法により、普通地方公共団体が支払うこととされている。具体的な報酬額は各地方公共団体の条例で定めることとされているものの、国会議員の選挙等については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に国が負担する経費の基準が定められており、この基準は国政選挙のみならず、地方選挙における投票管理者及び投票立会人の報酬額にも大きな影響を与えている。

この基準については、平成10年に投票時間が2時間延長されることを契機に引き上げられて以降、何度か改正はされたものの大きな変動はない。投票管理者及び投票立会人の担い手不足が全国的な課題となっている中、基準として定められている額が、拘束時間の長さや職責に見合ったものとなっていない点が問題となっており、投票管理者及び投票立会人の担い手を確保するためには、近年の物価変動や人件費の上昇などを踏まえ、国が定める基準を大幅に引き上げることが強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、投票管理者及び投票立会人の担い手を確保するため、国が定める投票管理者及び投票立会人の費用弁償額の基準について、大幅に引き上げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

名古屋市会

衆議院議長	宛（各 通）
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	